

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
株式会社椎名工務店	久慈郡太子町大字袋田 2080 番地の 4	2-001184

注) 業者番号「2-」は茨城県知事許可業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和6年8月24日 ～ 令和6年10月23日 (2か月)

3 指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

(株)椎名工務店は、国土交通省関東地方整備局久慈川緊急治水対策河川事務所が発注した令和5年4月1日から令和6年3月29日までを工期とする公共工事に主任技術者として置いていた者を、太子町が発注した令和5年8月5日から令和6年3月25日までを工期とする公共工事において監理技術者として置き、これらの工期が重複する期間において、建設業法第26条第3項の規定に違反して工事現場ごとに専任の者を置かなかった。

当該事実が建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、同社は茨城県知事から令和6年8月21日付けで指示処分を受けた。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成6年7月14日付け監第692号。以下「指名停止等措置要領」という。)別表第2第14号アに該当する。

<指名停止等措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為)	
14 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、同法第28条の規定に基づく監督処分を受けたとき。	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内
<u>ア 指示処分を受けたとき</u>	<u>当該認定をした日から</u> <u>2か月以上6か月以内</u>

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
茨城県水戸市笠原町 978-6
電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)